



第14号様式 (第8条関係)
(その1)

収 支 報 告 書

令和 4 年分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

にほんきょうさんとう おおすみちくいいんかい
日本共産党 大隅地区委員会

2 主たる事務所の所在地

鹿屋市寿8丁目4-5

3 代表者の氏名

菊永 哲彦

4 会計責任者の氏名

境田 幸子

政治団体の区分

- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出
をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 _____

公職の種類 _____

事務担当者の氏名 境田 幸子

(電話) 0994-43-4031

(電話) _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収入総額	A (①+②)	16,363,314
(前年からの繰越額)	①	2,078,901
(本年の収入額)	②	14,284,413
支出総額	B	14,449,050
翌年への繰越額	A-B	1,914,264

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	665,729
金 額	1,454
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)	

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附 (イを除く) の区分		
(ア) 個人からの寄附	7,521,977	
[うち特定寄附]		内訳は(その7)へ
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	7,521,977	内訳は(その8)へ
寄附のうち寄附の あっせんによるもの		内訳は(その9)へ
イ 政党匿名寄附	7,521,977	
合 計 (ア+イ)		

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
日本共産党鹿児島県委員会	489,592	令和4. 1.31	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	439,708	令和4. 2.28	〃	
〃	438,547	令和4. 3.31	〃	
〃	434,075	令和4. 4.28	〃	
〃	937,547	令和4. 5.31	〃	
〃	438,555	令和4. 6.30	〃	
〃	534,875	令和4. 7.29	〃	
〃	439,670	令和4. 8.31	〃	
〃	432,429	令和4. 9.30	〃	
〃	433,366	令和4.10.31	〃	
〃	433,598	令和4.11.30	〃	
〃	429,602	令和4.12.30	〃	
こ の 頁 の 小 計	5,881,564			
合 計	5,881,564			

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その6)

(6)その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
この頁の小計		0
1件10万円未満のもの	215,143	
合 計	215,143	

- (備考) 1 一件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては、一括してその金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
柴立 豊子	152,800	令和 4.1.31	鹿屋市寿8-7256-6	政党役員	
柴立 豊子	453,300	令和 4.2.28	"	政党役員	
柴立 豊子	353,300	令和 4.3.31	"	政党役員	
柴立 豊子	182,400	令和 4.4.30	"	政党役員	
柴立 豊子	150,000	令和 4.5.31	"	政党役員	
柴立 豊子	303,300	令和 4.6.30	"	政党役員	
柴立 豊子	216,600	令和 4.7.25	"	政党役員	
柴立 豊子	383,300	令和 4.8.25	"	政党役員	
柴立 豊子	153,300	令和 4.9.29	"	政党役員	
柴立 豊子	153,300	令和 4.10.25	"	政党役員	
柴立 豊子	153,300	令和 4.11.27	"	政党役員	
柴立 豊子	193,300	令和 4.12.26	"	政党役員	
柴立 豊子					
この頁の小計	2,848,200				
その他の寄付					
合 計					

―様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
徳峰 一成	40,000	令和 4. 1.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	41,000	令和 4. 2.28	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4. 3.31	〃	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 4. 4.30	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4. 5.31	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4. 6.30	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4. 7.31	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4. 8.31	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4. 9.30	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4.10.31	〃	政党役員	
徳峰 一成	40,500	令和 4.11.30	〃	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 4.12.30	〃	政党役員	
この頁の小計	506,000				
その他の寄付					
合計					

→様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
徳峰 千佐子	1,300	令和 4. 2.28	曾於市末吉町諏訪方8359	自営業	
〃	700	令和 4. 3.31	〃	〃	
〃	1,700	令和 4. 4.30	〃	〃	
〃	700	令和 4. 5.31	〃	〃	
〃	700	令和 4. 6.30	〃	〃	
〃	700	令和 4. 7.31	〃	〃	
〃	700	令和 4. 8.31	〃	〃	
〃	700	令和 4. 9.30	〃	〃	
〃	700	令和 4.10.31	〃	〃	
〃	700	令和 4.11.30	〃	〃	
〃	700	令和 4.12.30	〃	〃	
この頁の小計	9,300				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
小園 義行	11,800	令和 4. 2.28	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4. 3.31	〃	政党役員	
小園 義行	15,900	令和 4. 4.30	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4. 5.31	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4. 6.30	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4. 7.31	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4. 8.31	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4. 9.30	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4.10.31	〃	政党役員	
小園 義行	5,900	令和 4.11.30	〃	政党役員	
小園 義行	35,900	令和 4.12.30	〃	政党役員	
この頁の小計	110,800				
その他の寄付					
合 計					

―様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7)寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分		個人からの寄付		職 業	備 考
		年 月 日	住 所	住 所	住 所		
宮地 利雄	3,800	令和 4. 2.28	肝属郡東申良町新川西4998-2			政党役員	
宮地 利雄	11,900	令和 4. 4.15	"			"	
宮地 利雄	3,800	令和 4. 5.31	"			"	
宮地 利雄	3,800	令和 4. 7.31	"			"	
宮地 利雄	1,900	令和 4. 8.31	"			"	
宮地 利雄	1,900	令和 4. 9.30	"			"	
宮地 利雄	900	令和 4.10.31	"			"	
宮地 利雄	2,900	令和 4.11.30	"			"	
宮地 利雄	31,900	令和 4.12.30	"			"	
この頁の小計	62,800						
その他の寄付							
合 計							

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		個人からの寄付			
寄付者の氏名	金額	寄付者の区分 年月日	住所	職業	備考
宮地 久美子	3,200	令和 4. 2.28	肝属郡東中良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 4. 3.1	〃	〃	
宮地 久美子	2,200	令和 4. 4.4	〃	〃	
宮地 久美子	3,200	令和 4. 5.31	〃	〃	
宮地 久美子	2,200	令和 4. 6.30	〃	〃	
宮地 久美子	2,200	令和 4. 7.31	〃	〃	
宮地 久美子	2,200	令和 4. 8.31	〃	〃	
宮地 久美子	1,200	令和 4. 9.1	〃	〃	
宮地 久美子	2,200	令和 4.10.3	〃	〃	
宮地 久美子	2,200	令和 4.11.2	〃	〃	
宮地 久美子	14,400	令和 4.12.30	〃	〃	
この頁の小計	36,400				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分		個人からの寄付		
		年 月 日	住 所	職 業	備 考	
持留 良一	77,500	令和 4. 1.30	垂水市錦江町1-90	政党役員		
持留 良一	80,470	令和 4. 2.28	〃	〃		
持留 良一	78,900	令和 4. 3.31	〃	〃		
持留 良一	101,082	令和 4. 4.30	〃	〃		
持留 良一	78,900	令和 4. 5.31	〃	〃		
持留 良一	98,970	令和 4. 6.30	〃	〃		
持留 良一	78,900	令和 4. 7.31	〃	〃		
持留 良一	78,900	令和 4. 8.31	〃	〃		
持留 良一	78,900	令和 4. 9.30	〃	〃		
持留 良一	79,000	令和 4.10.31	〃	〃		
持留 良一	78,930	令和 4.11.30	〃	〃		
持留 良一	109,077	令和 4.12.30	〃	〃		
この頁の小計	1,019,529					
その他の寄付						
合 計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7)寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分		個人からの寄付		
		年 月 日	住 所	職 業	備 考	
稲留 光晴	6,800	令和 4. 2.28	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員		
稲留 光晴	3,900	令和 4. 3.31	〃	〃		
稲留 光晴	33,900	令和 4. 4.30	〃	〃		
稲留 光晴	3,900	令和 4. 5.31	〃	〃		
稲留 光晴	3,900	令和 4. 6.30	〃	〃		
稲留 光晴	43,900	令和 4. 7.31	〃	〃		
稲留 光晴	3,900	令和 4. 8.31	〃	〃		
稲留 光晴	3,900	令和 4. 9.30	〃	〃		
稲留 光晴	3,900	令和 4.10.31	〃	〃		
稲留 光晴	3,900	令和 4.11.30	〃	〃		
稲留 光晴	33,900	令和 4.12.30	〃	〃		
この頁の小計	145,800					
その他の寄付						
合 計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
宮迫 勝	10,000	令和 4.4.30	曾於市財部町下財部1668-3	無職	
宮迫 勝	2,000	令和 4.6.30	"	"	
この頁の小計	12,000				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
五位塚 剛	10,000	令和 4.4.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	20,000	令和 4.7.10	〃	〃	
この頁の小計	30,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分	個人からの寄付		職 業	備 考
			年 月 日	住 所	住 所		
	西永 豊志	500	令和 4. 1.22	肝属郡東串良町川西1559-5		無職	
	西永 豊志	6,300	令和 4. 2.28	〃		〃	
	西永 豊志	5,300	令和 4. 3.1	〃		〃	
	西永 豊志	15,800	令和 4. 4.15	〃		〃	
	西永 豊志	6,300	令和 4. 5.31	〃		〃	
	西永 豊志	5,300	令和 4. 6.2	〃		〃	
	西永 豊志	6,300	令和 4. 7.31	〃		〃	
	西永 豊志	5,800	令和 4. 8.31	〃		〃	
	西永 豊志	5,300	令和 4. 9.1	〃		〃	
	西永 豊志	5,800	令和 4.10.3	〃		〃	
	西永 豊志	5,800	令和 4.11.2	〃		〃	
	西永 豊志	31,600	令和 4.12.30	〃		〃	
	この頁の小計	100,100					
	その他の寄付						
	合 計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
境田 年光	23,800	令和 4. 2.28	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	31,900	令和 4. 3.31	〃	無職	
境田 年光	1,800	令和 4. 5.31	〃	無職	
境田 年光	31,900	令和 4. 6.30	〃	無職	
境田 年光	1,900	令和 4. 7.31	〃	無職	
境田 年光	21,900	令和 4. 8.31	〃	無職	
境田 年光	1,900	令和 4. 9.30	〃	無職	
境田 年光	900	令和 4.10.31	〃	無職	
境田 年光	6,900	令和 4.11.30	〃	無職	
	22,900	令和 4.12.30			
この頁の小計	145,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
野村 耕一	800	令和 4. 2.28	曾於市末吉町二之方6007-2	無職	
〃	15,800	令和 4. 4.30	〃	〃	
〃	400	令和 4. 5.31	〃	〃	
〃	20,400	令和 4. 6.30	〃	〃	
〃	5,000	令和 4. 7.10	〃	〃	
〃	800	令和 4. 8.31	〃	〃	
〃	400	令和 4. 9.30	〃	〃	
〃	800	令和 4.11.30	〃	〃	
〃	10,400	令和 4.12.30	〃	〃	
この頁の小計	54,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分		個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
江島 三千子	400	令和 4. 1.29	鹿屋市寿4-15-18	無職		
"	1,400	令和 4. 3.31	"	"		
"	13,800	令和 4. 4.30	"	"		
"	1,800	令和 4. 6.30	"	"		
"	400	令和 4. 8.1	"	"		
"	800	令和 4. 9.30	"	"		
"	400	令和 4.10.29	"	"		
"	5,000	令和 4.11.17	"	"		
"	5,800	令和 4.12.30	"	"		
この頁の小計	29,800					
その他の寄付						
合 計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
井上 勝博	5,000	令和 4.4.20	薩摩川内市樋脇町塔之原10439	政党役員	
この頁の小計	5,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
荒田 まゆみ	80,000	令和 4.4.19	奄美市名瀬朝仁新町5-7	無職	
この頁の小計	80,000				
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
江崎 信子	5,000	令和 4.4.20	大島郡大和村国直70-5	無職	
この頁の小計	5,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
木藤 正樹	10,000	令和 4.4.28	鹿児島市星ヶ峯1丁目38-1	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
久保 雅之	30,000	令和4.3.30	鹿児島市原良町4丁目9-15	無職	
この頁の小計	30,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
金子 悦子	10,000	令和4.4.30	曾於市末吉町諏訪方7193	無職	
"	1,400	令和4. 8.3	"	"	
"	1,400	令和4. 9.30	"	"	
"	1,400	令和4.11.1	"	"	
"	11,400	令和4.12.30	"	"	
この頁の小計	25,600				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
近藤 彰	10,000	令和4.2.15	鹿屋市西原4-7-21	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
園山 絵理	10,000	令和4.4.10	鹿児島市唐湊3-30-3	政党役員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
高崎 秀子	50,000	令和4. 4.20	大分県耶馬溪町金吉5194-2	畜産業	
この頁の小計	50,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
福原 トシ子	10,970	令和4. 2.20	鹿屋市串良町上小原5088-7	無職	
〃	900	令和4. 3.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 4.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 5.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 6.2	〃	〃	
〃	5,900	令和4. 7.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 8.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 9.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 10.1	〃	〃	
〃	900	令和4. 11.1	〃	〃	
〃	6,870	令和4. 12.30	〃	〃	
この頁の小計	30,940				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分			個人からの寄付	
		金額	年月日	住所	職業	備考
寄付者の氏名	金額					
堅山 清隆	20,000	令和 4. 4.16	鹿児島市小松原1丁目58-10	政党役員		
この頁の小計	20,000					
その他の寄付						
合計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	寄付者の区分		個人からの寄付		
	寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業
玉江 末広	10,000	令和 4. 4. 20	鹿児島市下福元町9112-1	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
千葉 周伸	10,000	令和 4. 4.20	東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目9-10カスクリア千駄ヶ谷104	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合計					

※様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分	個人からの寄付		
		年 月 日	住 所	職 業	備 考
古川 富美枝	10,000	令和 4. 4.22	大阪府堺市草部1520-50	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付	
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業 備 考
本田 信子	3,000	令和 4. 4. 22	南九州市川辺町今田1200-20	無職
この頁の小計	3,000			
その他の寄付				
合 計				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳			寄付者の区分	個人からの寄付		
	寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
松下 賢治		10,000	令和 4.3.21	鹿児島市谷山中央4-4938-2	医師	
この頁の小計		10,000				
その他の寄付						
合 計						

(備考)

- ←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した省ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付	
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業 備 考
松下 悦子	10,000	令和 4.3.21	鹿児島市谷山中央4-4938-2	無職
この頁の小計	10,000			
その他の寄付				
合 計				

※様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分	個人からの寄付		
		年 月 日	住 所	職 業	備 考
馬渡 耕史	10,000	令和 4.4.22	鹿児島市谷山中央7丁目27-1-702	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
満丸 清隆	10,000	令和 4. 2.20	鹿児島市錦江台1丁目34-17	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
森 純子	10,000	令和 4. 4. 19	鹿児島市谷山中央7丁目43-18	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
寄付者の氏名 牛尾 小夜子	5,000	令和 4. 4. 20	東京都渋谷区広尾5-25-11 C-402	無職	
この頁の小計	5,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
小野 靖子	5,000	令和 4.4.19	鹿児島市日之出町4-29	無職	
この頁の小計	5,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
大坪 満寿子	10,000	令和 4.4.20	肝属郡南大隅町根占川南4877-8	議員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
東郷 洋	29,000	令和 4.4.18	鹿児島市吉野町1370-10	無職	
この頁の小計	29,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	金額	寄付者の区分 年月日	個人からの寄付 住所	職業	備考
寄付者の氏名 富 純一	5,000	令和 4.4.22	大島郡伊仙町伊仙233	無職	
この頁の小計	5,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
濱田 義巳	10,000	令和 4.4.15	肝属郡東串良町池之原1955	自営業	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
前川原 正人	10,000	令和4.4.20	霧島市福山町福山6120-14	政党役員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
廻 敦子	5,000	令和4.4.30	曾於市末吉町深川7249-1	無職	
"	10,000	令和4.6.22	"	"	
この頁の小計	15,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
廻 康子	5,000	令和 4.6.22	曾於市末吉町本町1-4-5	無職	
この頁の小計	5,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
森山 元子	10,000	令和 4.4.21	奄美市名瀬知名瀬2221-2	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
山下 具了	10,000	令和.4.4.3	鹿屋市寿4-15-21	自営業	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
寄付者の氏名 去川 光子	10,000	令和 4.4.19	鹿児島市下福元町1327-11	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7)寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
久保 正和	3,000	令和 4.4.25	鹿児島市下福元町2866-2	無職	
この頁の小計	3,000				
その他の寄付					
合 計					

- ←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること
- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
井口 由美子	10,000	令和 4.4.20	東京都武蔵村山市榎3丁目38-26	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
半下石 正博	10,000	令和 4.3.30	鹿屋市吾平町麓3882-34	会社員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
櫻田 祐一	10,000	令和4.4.19	鹿児島市星ヶ峯1丁目20-6	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考)
- 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金額	寄付者の区分 年月日	個人からの寄付 住所	職業	備考
感王寺 耕太	10,000	令和 4.5.31	垂水市新城4006-1	農業	
この頁の小計	10,000				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳 寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分 年 月 日	個人からの寄付 住 所	職 業	備 考
神野 隆司	2,000	令和4.3.21	南さつま市加世田ハニーモニー3-4	政党役員	
この頁の小計	2,000				
その他の寄付					
合 計					

―様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考)

- 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
大田 恵美子	20,000	令和 4.4.17	鹿児島市皇徳寺台2丁目5番12-13	無職	
この頁の小計	20,000				
その他の寄付					
合計					

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載す
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳	寄附者の氏名	金額	寄附者の区分 年月日	個人からの寄附 住所	職業
	原岡 修子	10,000	令和4.7.15	垂水市高城692	無職
この頁の小計		10,000			
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄附した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときに
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
菊永 哲彦	3,000	令和4.1.26	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
〃	3,000	4.2.25	〃	〃	
〃	3,000	4.3.25	〃	〃	
〃	3,000	4.4.25	〃	〃	
〃	3,000	4.5.25	〃	〃	
〃	3,000	4.6.24	〃	〃	
〃	3,000	4.7.25	〃	〃	
〃	5,000	4.8.31	〃	〃	
〃	3,000	4.9.24	〃	〃	
〃	3,000	4.10.24	〃	〃	
〃	3,000	4.11.25	〃	〃	
〃	3,000	4.12.25	〃	〃	
この頁の小計	38,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
才賢信	5,000	令和4.4.14	鹿屋市寿4丁目13-6	自営業	
この頁の小計	5,000				
その他の寄附	1,746,108				
合計	7,521,977				

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額	備考
項	目		
1	経常経費	5,022,700	
(1)	人件費	485,250	
(2)	光熱水費	800,464	
(3)	備品・消耗品費	2,372,773	
(4)	事務所費	8,681,187	① ((1)~(4)の合計)
	小計		
2	政治活動費	2,488,367	
(1)	組織活動費	1,952,762	
(2)	選挙関係費	211,176	ア~エの合計を記載すること
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		
	ア機関紙誌の発行事業費	211,176	
	イ宣伝事業費		
	ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
	エその他の事業費	97,040	
(4)	調査研究費	1,018,518	
(5)	寄附・交付金	0	
(6)	その他の経費	5,767,863	② ((1)~(6)の合計)
	小計		
	合計	14,449,050	①+②

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		選挙関係費()			備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)	
用紙代	61,358	2022.3.13	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9	
"	105,644	2022.4.15	"	"	
ビラ新聞折込み	96,740	2022.6.27	株式会社南日本新聞開発センター	鹿屋市札元2丁目3771-6	
この頁の小計	263,742				
その他の支出	1,689,020				
合計	1,952,762				

- ←(その13)の「選挙関係費」の額と一致すること。
- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人・他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目区分 寄付・交付金 (交付金)			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては,その名称)	交付金を受けた者の住所(団体にあ っては,その主たる事務所の所在地)	備 考
納付金	94,531	令和4.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	112,790	令和4.2.28	〃	〃	
〃	136,662	令和4.3.31	〃	〃	
〃	98,010	令和4.4.28	〃	〃	
〃	85,380	令和4.5.31	〃	〃	
〃	176,600	令和4.6.30	〃	〃	
〃	73,295	令和4.7.29	〃	〃	
〃	35,100	令和4.8.31	〃	〃	
〃	39,700	令和4.9.30	〃	〃	
〃	43,990	令和4.10.31	〃	〃	
〃	58,470	令和4.11.30	〃	〃	
〃	63,990	令和4.12.30	〃	〃	
この頁の小計	1,018,518				
その他の支出	0				
合 計	1,018,518				

←(その13)の「寄付・交付金」の額と一致すること。

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については,その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては,その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的,金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお,「支出の目的」欄には,当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち,上記により明細を記載した以外のものについては,「その他の支出」欄にまとめて,その合計金額のみを記載すること。

(その16)

(3) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
納付金	94,531	令和4.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	112,790	令和4.2.28	〃	〃	
〃	136,662	令和4.3.31	〃	〃	
〃	98,010	令和4.4.28	〃	〃	
〃	85,380	令和4.5.31	〃	〃	
〃	176,600	令和4.6.30	〃	〃	
〃	73,295	令和4.7.29	〃	〃	
〃	35,100	令和4.8.31	〃	〃	
〃	39,700	令和4.9.30	〃	〃	
〃	43,990	令和4.10.31	〃	〃	
〃	58,470	令和4.11.30	〃	〃	
〃	63,990	令和4.12.30	〃	〃	
この頁の小計	1,018,518				
合計	1,018,518				

(備考) 1 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る収入については、様式(13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、当該支出の金額並びに供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 18 日

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿8-4-5

日本共産党大隅地区委員会

政治団体の名称

TEL0994-43-4031 FAX0994-43-4032

会計責任者の氏名

境 田 幸 子

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。